新見市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第45回)

		日 時:令和4年12月23日(金)16時00分~場 所:新見市役所南庁舎3階 大会議室
1.	開	会
2 .	議	事
	(1)	県内・市内の感染状況等(資料 1)
	(2)	岡山県の対応について(資料2)
	(2)	画田宗のが元について(資料と)
	(3)	本市の対応について(資料3)
	(4)	その他

3. 閉 会

新見市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 構成員名簿 【対策本部】

本部役職名	役 職 名	氏 名
本部長	市長	戎 斉
副本部長	副市長	野間 哲人
	教 育 長	正村 政則
	総務部長	髙瀬 広視
	福祉部長	大田 好江
	産業部長	田辺 仁志
	建設部長	大西 俊之
★ 如 吕	教育部長	小林 保
本部員	消防長	冨谷 剛
	議会事務局長	後藤 吉明
	大佐支局長	名越 伸明
	神郷支局長	石倉 洋祐
	哲多支局長	長谷川 美幸
	哲西支局長	小川 泰典

【オブザーバー】

所属	役 職 名	氏 名
新見市議会	議長	石田 實

【新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー】

所 属	役 職 名	氏 名
新見公立大学	准 教 授	山野井 尚美

(1) 県内・市内の感染状況等

〇県内の感染状況等(岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋)

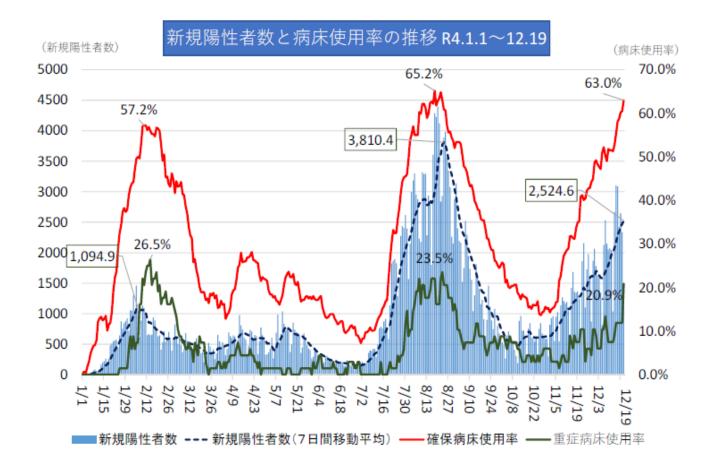
直近1週間の岡山県の状況(12/13~12/19)

※速報値

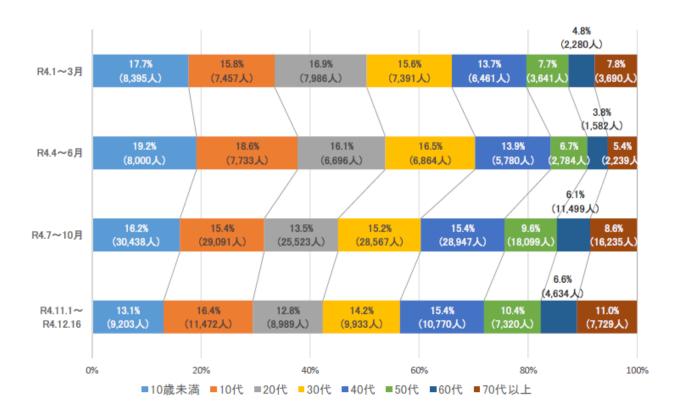
区分	確保病原	k使用率	新規陽	性者数	PCR等	10万人あたり	入院率	重症者数	人口10万人 あたり自宅療養者 数及び療養等調
277		重症者用	10万人あたり	今週先週比	陽性率	療養者数	7,704	至進日奴	整中の数の合計値
今週	60.5%	11.9%	936.28人	1.26	90.8%	936.3人	2.7%	8人	902.9人
	363床/ 600床	8床/ 67床	17,677人	17,677人/ 14,000人	17,677件/ 19,474件 (※)	17,677人	477人/ 17,677人		17,047人
先週比較	•	1	1	•	1	1	1	1	1
時点	12,	/18		12/13~12/19)		12,	/18	

:	12/8~12/14	52.7%	9.0%	800.48人	1.28	<u>79.9%</u>	800.5人	2.6%	<u>6人</u>	<u>772.1人</u>
		316床/ 600床	6床/ 67床	15,113人	15,113人/ 11,803人	15,113件/ 18,925件	15,113人	393人/ 15,113人		14,577人

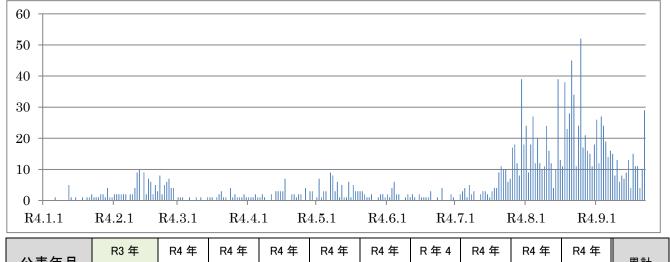
※ PCR等陽性率は、(新規陽性者数)を(12月19日までに医療機関等から報告があった検査数)で除した割合。 なお、濃厚接触者を医師の臨床診断により、検査を行わず陽性者と判断(みなし陽性)する場合がある。



年代別新規陽性者数



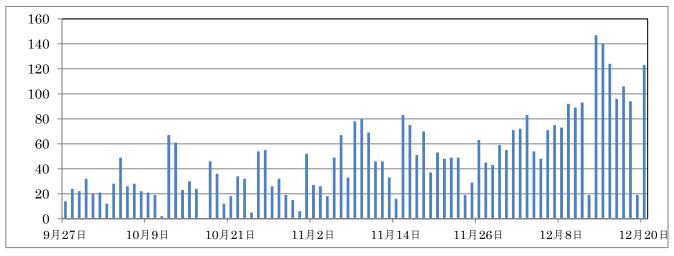
〇市内新規陽性者数について(令和4年9月26日まで)



八主左口	R3 年	R4 年	R4 年	R4 年	R4 年	R4 年	R 年 4	R4 年	R4 年	R4 年	⊞₹
公表年月	12 月まで	1月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7月	8 月	9月	累計
陽性者数 (人)	149	27	109	30	50	85	41	207	625	301	1,624
クラスター件数 (件)	6	1	4	_	_	1	-	6	5	-	23

(※) 令和4年9月は、1~26日の合計値

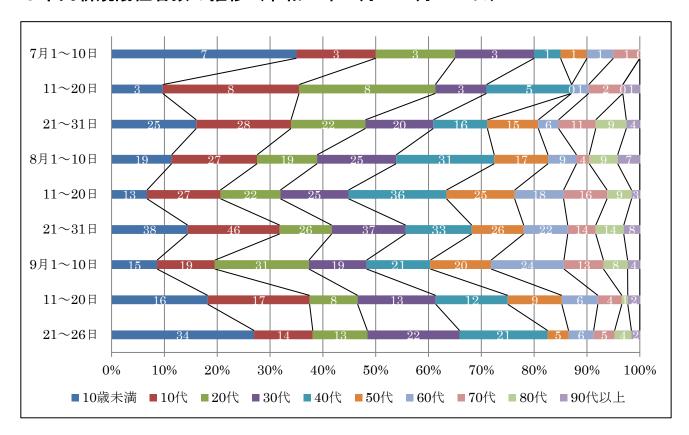
〇備北保健所管内の陽性者数の推移(令和4年9月27日~12月20日)



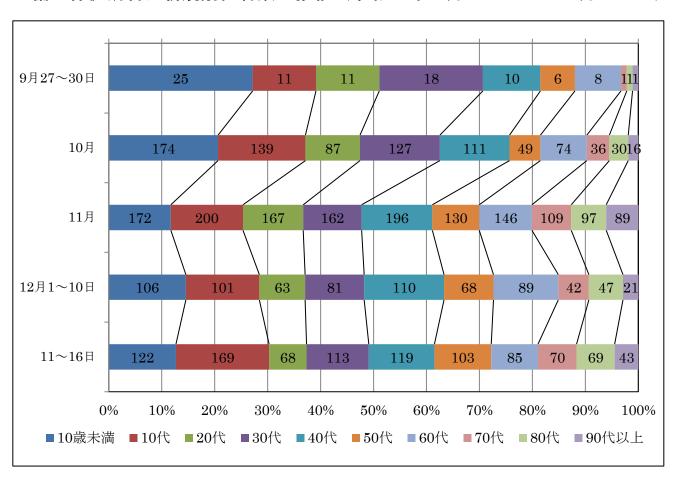
八主左日	R4 年	R4 年	R4 年	R4 年				累計
公表年月	9月	10 月	11月	12 月				糸町
陽性者数	00	0.40	1 400	1 600				4.000
(人)	92	843	1,468	1,689				4,092
新見市内								
クラスター件数	0	0	4	2				6
(件)								

(※) 令和4年9月は27日~30日、12月は1~20日までの合計値

〇市内新規陽性者数の推移(令和4年7月~9月26日)



〇備北保健所管内新規陽性者数の推移(令和4年9月27日~12月20日)



(2) 岡山県の対応(岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料抜粋)

陽性者診断センターの対象拡大

さらなる感染拡大に備え、12月23日から陽性者診断センターの対象を 次のとおり拡大する。

<対象年齢の拡大>

16歳~64歳 → <u>13歳</u>~64歳

対象者

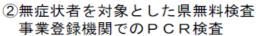
- •13歳~64歳
- ・重症化リスク因子なし

対象検査

①軽い有症状者が、市販の 抗原定性検査キット(※)を 使用した自己検査











陽性の場合

(WEB)





※抗原定性検査キットは、国が承認した「体外診断用医薬品」(医療用) または「第1類医薬品」(一般用)と表示されたもののみに限る。

自宅療養

年末年始期間中の検査体制の強化

年末年始期間中に、帰省等による感染拡大を防止するため、次のとおり 臨時の無料検査会場を設置する。 (予約不要)

令和 4 (2022) 年12月24日(土) ~令和 5 (2023) 年 1 月10日(火) 期 間

第一セントラルビル3号館4階(岡山市北区本町6-30) 場 所

9:00~18:00 (受付は17:30まで) 時間

検査の種類 抗原定性検査

設置ブース 6ブース

帰省される方

主な対象者

・会食や旅行、イベント参加などで、感染リスクが高い行動 を行い、検査を必要とする方

※いずれも無症状の方が対象

検査費用 無料

【参考】 上記以外の県内無料検査場所についてはHPをご確認ください。 https://okayama-pcretcfree.jp/



年末年始期間(令和4年12月24日(土)~令和5年1月12日(木))に抗原定性検査を実施している薬局等

※2022年12月20日時点の状況です。急遽変更となる場合もありますので、ご了承ください。

事業所名	所在地住所	電話番号	方式	子約	予約締切	予約の手段	12/24 (土)	予約の手段 12/24 (土) 12/26 (月) 12/27 (火) 12/28 (水)	12/27 (火)	12/28 (水)
ウエルシア薬局 新見高尾店	新見市高尾789番地1	0867-71-2677	対面	冷	検査24時間前まで	Web	×	9:00~12	9:00~12:30/14:00~17:00	17:00
ゆずりは薬局	新見市石蟹65-5 090-7183-1990 ドライブスル	090-7183-1990	ドライブスルー	必要		理里	9:00~12:30	9:00~18:00	00:81	9:00~16:00
そうごう薬局 新見店	新見市高尾2292-1 0867-71-2151	0867-71-2151	対面	必要	当日1時間前まで	里里	×	1	12:30~15:00	
阿新薬局 高尾店	新見市高尾2488-11 0867-72-6088	0867-72-6088	対面	必要	前日17:00まで	電話	9:00~12:00	5	9:00~17:00	

事業所名	12/29 (木) 12/30 (金) 1/4 (水)	12/30 (金)		1/5 (木) 1/6 (金)	1/6 (金)	1/7 (±)	1/9 (月)	1/10 (火)	1/10 (火) 1/11 (水) 1/12 (木)	1/12 (木)
ウエルシア薬局 新見高尾店		9:00~1	9:00~12:30/14:0	::00~17:00		×	×	9:00~1	9:00~12:30/14:00~17:00	00:21
ゆずりは薬局	×	×		9:00~16:00	00	9:00~12:30	~00:6	9:00~18:00	9:00~16:00 9:00~18:00	9:00~18:00
そうごう薬局 新見店	12:30~15:00	×		12:30~15:00	00:	×		12:30~15:00	15:00	
阿新薬局 高尾店	9:00~12:00	×		9:00~17:00	00	9:00~12:00		9:00~17:00		9:00~12:00

※12月25日(日)、年末年始12月31日(土)~1月3日(火)、1月8日(日)は、上記の薬局全てで抗原定性検査の実施はしない予定。

※岡山県ホームページ資料抜粋

新型コロナウイルス感染症 **岡山県医療ひつ迫警報** 県から感染拡大防止のためのお願い

2022年12月20日

県民の皆様へのお願い

●基本的な感染防止策の徹底

- ○発熱、のどの痛み、倦怠感など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- ○手洗い等の手指衛生、3密(密閉・密集・密接)の回避を徹底すること
 - ※定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- ○「マスクコード」(P.3参照)を遵守すること
 - ※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離(2m以上を目安)が確保できる場合はマスク着用は不要です。
- ○会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は、第三者認証店(P.9参照)など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること
- ○混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底する こと

●体調不良時の備え

○抗原定性検査キット(P.9参照)や自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等をあらかじめ購入して おくこと

●適切な受診への協力

- ○13歳から64歳までの重症化リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、抗原定性検査 キットを用い、陽性者診断センター(P.9参照)の利用を検討すること
- ○受診する際は、休日や夜間ではなく、なるべく平日の日中に、かかりつけ医や、最寄りの 診療・検査医療機関(発熱外来) (P.9参照)を受診すること
- ○救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

●無料検査の活用

○会食や旅行・帰省、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること

【特措法第24 条第9項に基づく要請】

※検査資源を有効に活用し、重症化リスクの高い方等の検査機会を損ねることがないよう、 過度の頻回受検はお控えください。

●早期のワクチン接種

- ○ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期にワクチン接種を受けること
 - ※季節性インフルエンザワクチンの接種もお願いします。

2

思いやりのルール「マスクコード」

~みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、 医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪~



©岡山県「ももっち・うらっち」

○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を 布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

屋外で人と2m以上離れているときは、 マスク着用は不要です!



©岡山県「ももっち・うらっち」

高齢者施設・医療機関等へのお願い

- ○高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」(厚生労働省)、医療機関においては感染対策のガイドライン等(学会の作成したガイドライン等)に基づく対応を徹底すること
- ○施設内・院内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、基本的な感染対策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」(政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会)を 参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- ○マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなくフェイスシールド等も着用し、 目を守ること
- ○休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分 気をつけること
- ○飲食の時も、会話の際は必ずマスクを着用し、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- ○職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させないこと
- ○面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること
- ○退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設 内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- ○高齢者及び障害者の施設・事業所については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- ○入所者、職員等へのワクチン接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること
- ○感染者・濃厚接触者となった職員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が 発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと
- ○クラスターが起こり得ることを前提に、準備(医療支援の体制確保、業務継続体制の確保等)を 行うこと

学校へのお願い

- ○「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省)等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には控えること
- ○「感染拡大防止のための効果的な換気」(政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会)を 参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- ○部活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動にあたっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること
- ○臨時休業は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に実施すること
- ○飲食の際は、飛沫が飛ばないような座席の工夫、十分な距離の確保、食事時間の分散、大声での会話を控えるなど、感染防止策を図ること
- ○学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・ 出勤させないこと
- ○学生寮における感染対策を徹底すること
- ○感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や勤務 再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと

保育所・認定こども園等、 放課後児童クラブ、放課後子ども教室へのお願い

- ○「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」(岡山県)などに沿った感染防止策を徹底すること
- ○「感染拡大防止のための効果的な換気」(政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会)を参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- ○園児をできるだけ少人数のグループに分割するなど感染を広げない形で保育を行うこと
- ○園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させないこと
- 2歳未満の子どもは、マスク着用は奨めないこと
- ○2歳以上の就学前の子どもは、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、 他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと
- ○飲食の際は、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- ○施設内で感染者が確認された場合は、感染状況等を踏まえ、市町村の判断のもと、学級閉鎖・臨時休所等を検討すること
- ○感染者・濃厚接触者となった園児・児童・職員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと

6

事業者の皆様へのお願い

- ○業種別ガイドラインを遵守すること**〔特措法第24条第9項に基づく要請〕**
- ○職場における感染防止の取組(手洗い等の手指衛生、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等)や「3つの密」を避ける行動を徹底すること特に職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)、食堂等職員の交わりが想定される場面に注意すること
- ○「感染拡大防止のための効果的な換気」(政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会)を 参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- ○「マスクコード」を遵守及び周知すること
- ○従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させないこと
- ○飲食の時も、会話の際は必ずマスクを着用し、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- ○在宅勤務(テレワーク)、時差出勤等人との接触を低減する取組みを推進すること
- ○ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- ○感染者・濃厚接触者となった従業員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと

●接客業の事業者の方は

- 売り場等の3密回避や換気の徹底
- ・来客への手指消毒や場面に応じたマスクの着用の呼びかけについてもお願いします。

●飲食店等の方は

・第三者認証事業 (P.9 参照) の認証取得についても努めるようお願いします。

● 県内でのイベントの開催について (特措法第24条第9項に基づく要請)

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること
- お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や過去の感染事例を踏まえた出演者が 取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の拡充について、適切に判断すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで
収	<u>大声なし 100%以内</u> <u>大声あり 50%以内</u>	大声なし 100%以内 ※基本的に大声なしでの開催が前提条件
容率	それぞれ 5 0 % (大声あり 大声あり:大声 (観客等が、①通常よりも大きな声量)	なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、 2) ・ 1 0 0 %(大声なし) で、②反復・継続的に声を発すること)を積極的に推奨す +分に施さないイベント
条 件	●「感染防止策チェックリスト」(様式5)を作成し、公表(ホームページ掲載やイベント会場での掲示等)するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ●問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等) した場合は、「イベント結果報告書」(様式6)を県に提出すること	●「感染防止安全計画」(様式4)を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出すること ●イベント終了後、1か月以内に(ただし、問題が発生(ク ラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、直ち に)「イベント結果報告書」(様式6)を県に提出すること

- ※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象
- ※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと (https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html)



く参考>

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、

一定の基準に適合している店舗を認証する制度

◇ホームページ: https://www.okayama-ninsho.jp ◇コールセンター: 086-222-5611 (平日9~17時)



診療・検査医療機関 (発熱外来)

発熱患者等に対して新型コロナウイルス感染症等の診療・検査を行う医療機関 県では、発熱等症状のある県民が、地域の身近な医療機関でスムーズに相談・ 診療・検査が受けられるよう、「診療・検査医療機関(発熱外来)」を指定し、 ホームページで公開しています。



◇ホームページ: https://www.pref.okayama.jp/page/686390.html

陽性者診断センター

症状が軽く重症化リスクがない方等を対象に市販の抗原定性検査キット※で自己検査等の結果、陽性と判明した方からの登録情報を基に医師が陽性者であることを確認します。対象者等詳細は、ホームページでご確認ください。



※「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」(医療用)または 「第一類医薬品」(一般用)の抗原定性検査キット



陽性者診断センターHP



抗原検査キット取扱店舗リスト (厚生労働省HP)

(3) 本市の対応

オミクロン株対応ワクチン接種の促進

● オミクロン株対応ワクチン接種の状況

〇 9 月28日 オミクロン株 (BA.1) 対応ワクチンによる接種開始。

〇10月21日 接種間隔が5カ月から3カ月に短縮。

○10月31日 オミクロン株(BA. 4-5)対応ワクチンによる接種開始。

【オミクロン株対応ワクチン接種率】 44.9%(12月20日現在)

※オミクロン株対応ワクチン接種者/12歳以上の初回(1・2回目)接種完了者数で算出。

● 新見公立大学生を対象としたワクチン接種の実施

〇12月17日及び18日、新見公立大学と連携し、大学生を対象としたオミクロン株対応ワクチンによるワクチン接種を実施。

● ワクチン接種の促進

〇集団接種日程の追加(12日25日新見市役所南庁舎)

【年末年始の発熱外来 (参考)】

12月31日から1月3日までの発熱外来は、市内いずれかの病院で対応。 診察時間など、詳細は岡山県ホームページに掲載されます。

https://www.pref.okayama.jp/page/718423.html#hatunetu-gairai

